

【安全確保に係る基本的な考え方】

1. 営業時間外における販売等の業務は、SS に出入りする者を対象とした店舗、飲食店又は展示場の用途に係る業務が適当であり、宅配ボックス等の無人営業や、祭礼、イベント等の一時的利用もこれに含まれる。
ただし、次の用途を除く（消防法施行令別表第一（六））。
 - ・病院、診療所又は助産所等
 - ・各種老人ホーム、救護施設、乳児院、障害児入所施設又は障害者支援施設等
 - ・老人デイサービス及び福祉センター、更生施設、児童養護及び自立支援施設等
 - ・幼稚園、保育所又は特別支援学校等
2. 車両衝突・いたずら等による事故等の防止、火災等緊急時の措置、避難等の安全管理策を講じることを基本とし、具体的な安全対策を講じること。
3. 上記 2. で講じた措置は、「営業時間外における販売等の業務の安全確保に係る」場合は、予防規程又は予防規程に関連する文書へ明記すること。また、「祭礼・イベント等により営業時間外に一時的に利用する際の安全確保に係る」場合は、火災予防条例(例)第 5 章の 2「屋外催しに係る防火管理」の例により、危険物保安監督者等の SS の関係者からの届出に明記すること。

【営業時間外における販売等の業務の安全確保に係る具体的な対策】

物的対策及び人的対策の両面から、次に掲げる対策又はこれと同等の対策を講じること。

1. 危険物施設の管理及び衝突・いたずら・放火等による事故の防止
 - ①いたずら及び給油設備等の誤作動を防止するため、屋内・屋外の給油に係る設備（計量機、簡易タンク、ポンプその他危険物を取り扱う設備、制御卓等）に対し、保護カバー又はノズルの施錠及び電源遮断等の措置を行うこと。
 - ②施設利用に供さない部分の施錠を行うこと。
 - ③車両及び SS の従業員以外の者が危険物を取り扱う部分（計量機、簡易タンク、注入口及び通気管の周囲等）へ進入しないよう、進入禁止区域を設定し、パイロン、ロープ、進入防止柵等の措置を講ずること。
 - ④不必要な物件の放置を禁止するよう管理を徹底すること。
 - ⑤裸火を使用しないこと。ただし、災害時において、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲でない場所で非常用を含む発電機等を使用する場合を除く。
2. 火災・漏えい事故等緊急時の措置
 - ①消火器等の消防用設備を消化及び避難上有効となるよう適切に設置すること。
 - ②緊急時の対応・措置に関する表示（緊急時連絡先、事故等における具体的な措置・指示事項等）を行うこと。

③火災予防上及び危険物保安上の観点から、原則として危険物保安監督者等の S S 関係者の立合いによる管理が必要であること。なお、S S 関係者が常駐しない場合は、遠隔監視のほか、消防用設備等の設置状況、不在時における緊急時の体制及び責任の所在並びに施設利用者側の防火管理体制等の状況に関して明確にする等、火災予防上及び危険物保安上支障がない措置を講じること。なお、この場合は、あらかじめ管轄の消防本部と協議しておくことが望ましい。

3. 避難及び不特定多数の者の利用に供する場合の留意事項

- ①収容人員（消防法令上の収容人員をいう。以下同じ。）又は利用者数の制限・管理を行うこと。
- ②特に屋内を利用する場合において、避難経路の確保を行うこと。

4. その他

- ① S S の所有者等と S S の営業時間外における販売等の業務にあたるものが異なる場合には、契約、覚書等によって、防火管理や施設等の管理に係る責任関係を明確化し、危険物保安監督者等において当該 S S の危険物保安を行う必要があることに留意すること。
- ②屋外での物品の販売等の業務に係る運用については、上記のほか、「給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について」（令和 2 年 3 月 27 日付け消防危第 88 号。＊別添）等も参照されたい。

【祭礼・イベント等により営業時間外に一時的に利用する場合の安全確保に係る具体的な対策】

祭礼・イベント等により S S をその営業時間外に一時的に利用する際には、あらかじめ利用用途及び利用者数を明確化したうえで、上記「営業時間外における販売等の業務の安全確保に係る具体的な対策」を講じること。その際、少なくとも次の内容について留意すること。

- ①利用用途を明確化すること。
- ②利用者数を明確化すること。また、屋内を使用する場合は、収容人員を超えないようにすること。
- ③具体的な安全確保策（前記具体的な対策 1.①～⑤、2.①、3.② と同等の対応）を行うこと、特に火災の発生や延焼拡大の危険性を増大させないよう、裸火を使用しないこと。
- ④緊急時の対応（前記具体的な対策 2.②、3.①と同等の対応を行うこと）
- ⑤管理体制（前記具体的な対策 2.③ と同等の対応を行うこと）

【その他】

- ・宅配ボックス等の無人営業や、祭礼、イベント等の一時的利用については、必要な安全対策を講じることが前提に、政令 23 条（基準の特例）を適用できるか判断されたい。
- ・S S には立体駐車場、ラック式ドラム缶置き場等の工作物の設置は認められない。

- ・宅配ボックス等の無人営業により、建築物の外部に設置される箱等に係る面積は、SS事務所、店舗、飲食店又は展示場及び自動車の点検・整備を行う作業場面積（合計300平方メートル以下）に含まれないとする。
- ・宅配ボックス等の無人営業や、祭礼、イベント等の一時的利用は、建築物外の場所及び建築物内の2階以上の場所で行うことができる（車両衝突・いたずら等による事故等の防止、火災等緊急時の措置、避難等の安全管理策を講じること）。
- ・給油の業務が行われていないときの係員以外の者を出入りさせないための必要な措置とは、給油空地等の危険物を取り扱う部分に講ずれば足りうる。また、SSの営業時間外で営業する店舗等については、1) 危険物保安監督者と店舗等の係員との連絡体制の確立等により、火災等の災害が発生した場合は、作業者を指揮して応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関その他関係のある者に連絡する責務を行いうる体制を整備すること、2) 係員以外の者を給油空地等の危険物を取り扱う部分へ出入りさせない措置及び危険物保安監督者との緊急時の連絡体制を予防規程に定めておくこと、3) 店舗等において係員等による適時適切な監視等を行うこと、について適切な措置を講ずることとする。

* 本通知（運用要領）は現時点におけるSS敷地内の利活用に関するニーズを踏まえ、危険物保安の技術的観点から当面の間の措置としてとりまとめたものであり、本通知で想定している現行基準の枠内を超えて、今後、政令23条（基準の特例）の特例適用等による利活用の形態が広がっていく場合には、改めて検討の上、政省令等における規定の整備を行うことがある。

以上